

償却資産（固定資産税）申告に関するQ & A

桐 生 市

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。桐生市内に償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について申告をしていただくことになります（地方税法第383条<固定資産の申告>）。

つきましては、償却資産申告に関してよくある質問を取りまとめましたので、本紙ならびに別途償却資産の手引きを参考の上、必ず期限内に提出くださるようお願いいたします。

■提出先及び問い合わせ先

提出先：桐生市役所 税務課資産税担当（1階12番窓口）

※令和7年1月以降は新庁舎2階東側35、36、37番窓口

新里支所市民生活課・黒保根支所市民生活課 ※支所の窓口では、申告書の受付のみとなります。

電 話：0277-46-1111（内線232・233）

※令和7年1月以降は下記の通り

0277-48-9011（直通）

0277-46-1111（代表番号）（内線1343・1344・1345）

質問編1：償却資産の申告に関する事項

1. 償却資産とは何ですか
2. 固定資産税として土地と家屋のように償却資産に税金がかかるのはなぜですか
3. 申告の方法がわかりません
4. 税務署に確定申告をしていますが、市役所にも申告する必要があるのですか
5. 支店は桐生市にありますが、本社は桐生市にはありません。支店の資産を桐生市に申告する必要がありますか
6. 昨年中に法人が合併や分割をし、償却資産の異動があった場合はどのような申告が必要ですか
7. 償却資産の申告をしなかった場合や、虚偽の申告をした場合はどうなりますか
8. 非課税となる固定資産を所有していますが、申告は必要ですか
9. 赤字で利益が出ていないが、償却資産の申告は必要ですか
10. 相続をした償却資産はどのように申告すればよいですか
11. 資産の増加・減少がない場合でも申告は必要ですか
12. 会社の決算は3月末ですが、償却資産の申告は必要ですか
13. 事業を廃業した場合や年の途中で閉店した場合、償却資産の申告はどうなりますか
14. 店舗を借りて事業を行っていますが、店内の内装・間仕切り等の改修工事を行い、建具も新たに付けました。申告は誰がしたらよいですか
15. 提出した申告内容に誤りがあった場合、どのようにしたらよいですか
16. リース資産の申告については誰が行えばよいですか

- 17. 少額しか資産を所有していませんが、申告は必要ですか
- 18. 固定資産税の税額について納期はいつになりますか
- 19. 償却資産の申告は、いつどのように行うのですか
- 20. 賃貸アパート・貸し駐車場等の経営をしています、償却資産の申告は必要ですか
- 21. 太陽光発電設備を所有していますが、償却資産の申告は必要ですか

質問編 2：申告対象資産に関する事項

- 22. 現在使用していない事業資産も申告は必要ですか
- 23. 家庭用にも事業用にも使用している備品等は、償却資産に該当しますか
- 24. 事務所を借りていますが、どのようなものが申告の対象となりますか
- 25. 自動車は償却資産に該当しますか
- 26. 耐用年数がわからない場合はどうすればよいですか
- 27. 償却資産の取得価額を算定する場合の消費税の取り扱いについてはどうすればよいですか
- 28. 会社の福利厚生施設の設備・備品なども償却資産の対象となりますか
- 29. 取得価額 9 万円のパソコンは申告対象となりますか
- 30. 税務会計上、減価償却を行っていない資産や簿外資産は申告の対象となりますか
- 31. 耐用年数の過ぎた残存簿価 1 円まで減価償却がされた資産は申告する必要がありますか
- 32. 中古資産の耐用年数について教えて下さい
- 33. 法人税・所得税（国税）の取り扱いの変更に伴い、新たに減価償却資産となる美術品等は申告の対象となりますか
- 34. 購入した減価償却資産の取得価額はどのように決定すればよいですか

回答編 1：償却資産の申告に関する事項

1. 償却資産とは何ですか

会社や個人で工場・商店などを経営しているかたや、駐車場やアパートなどを貸し付けているかたが、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

2. 固定資産税として土地と家屋のように償却資産に税金がかかるのはなぜですか

償却資産を対象としているのは、構築物、機械等を所有する事業者が資産の所在する市町村から有形無形の行政サービスを受けており、その受益と事業活動の關係に着目して、土地及び家屋と同様な応益課税の原則のもと課税しております。

3. 申告の方法がわかりません

窓口にてご案内いたしますので、お持ちの資産の内容が分かる書類を持って、桐生市役所税務課資産税担当までお越しください。

4. 税務署に確定申告をしていますが、市役所にも申告する必要があるのですか

必要です。税務署に提出されている書類は、国税（所得税など）の計算のためのもので、償却資産の申告は市税である固定資産税の計算に必要なものです。また、国税と固定資産税では償却資産の取り扱いが異なる

部分もありますので、それぞれの内容に応じて申告してください。

5. 支店は桐生市にありますが、本社は桐生市にはありません。支店の資産を桐生市に申告する必要がある すか

必要です。償却資産の申告は、資産の所在する市町村に行うことになっています。ご質問の場合、桐生市内の事業所に設置している償却資産を申告してください。

6. 昨年中に法人が合併や分割をし、償却資産の異動があった場合はどのような申告が必要ですか

合併や分割をした結果、承継により資産が増加した法人については、申告書・種類別明細書に承継した資産がわかるように記載し、申告をお願いします。また、資産が減少した法人についても、申告書・種類別明細書に該当する資産がわかるように記載し、申告をお願いします。なお、合併や分割により償却資産の異動があった場合は、法人番号の記入を忘れないようにお願いいたします。

7. 償却資産の申告をしなかった場合や、虚偽の申告をした場合はどうなりますか

資産をお持ちのかたで正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第 386 条および桐生市市税条例の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第 368 条の規定により固定資産税の不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので期限内に申告してください。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

8. 非課税となる固定資産を所有していますが、申告は必要ですか

必要です。非課税資産をお持ちの場合は、他の資産と同様に申告書をご提出いただくほかに、固定資産税非課税規定適用申請書のご提出が必要となります。

9. 赤字で利益が出ていないが、償却資産の申告は必要ですか

必要です。固定資産税（償却資産）は構築物、機械等を所有している事業者が、所在している市町村から有形無形の行政サービスを受けており、その受益の下に事業活動を行っていることに着目した応益課税の原則をもとに課税されております。そのため、利益がない場合でも、償却資産を所有している場合は申告をしていただく必要があります。

10. 相続をした償却資産はどのように申告すればよいですか

被相続人の取得年月、取得価額及び耐用年数を引き継いで申告してください。なお、相続の結果共有資産となった場合は、地方税法第 10 条の 2 第 1 項の規定により連帯納税義務を負うことになります。したがって、持ち分に応じて申告書を分けるのではなく、代表者を決めていただき「桐生太郎・桐生花子」といった形で、共有名義で 1 枚の申告書を作成してご申告いただきますようお願いいたします。

11. 資産の増加・減少がない場合でも申告は必要ですか

必要です。償却資産を所有しているかたは、毎年 1 月 1 日現在の所有状況を申告していただくことになっています。前年度の申告以後、資産の異動がないかたについては申告書の摘要欄の「異動なし」に○をつけて提出してください。なお、毎年申告書による申告をしていただいているかたで、課税標準額が 50 万円未満の小額資産をお持ちのかたについては、申告書に代わり、葉書にて申告の案内をいたしますので、窓口または電話（異動がないかた・廃業したかたのみ）にて申告いただきますようお願いいたします。

12. 会社の決算は 3 月末ですが、償却資産の申告は必要ですか

償却資産の申告は決算期に関わらず、毎年 1 月 31 日までに申告してください。なお、決算期後に取得、除

却した資産も併せて申告してください。

13. 事業を廃業した場合や年の途中で閉店した場合、償却資産の申告はどうなりますか

申告年度の1月1日以前に廃業・譲渡等により資産がなくなった方は、その旨を記載して申告書を提出してください。なお、年の途中で廃業や閉店した場合でも、その年の固定資産税はお支払いが必要となります。

14. 店舗を借りて事業を行っていますが、店内の内装・間仕切り等の改修工事を行い、建具も新たに取付けました。申告は誰がしたらよいですか

建物自体は、通常家屋としてその所有しているかたに対して固定資産税がかかります。それ以外の内装・設備類（家屋として評価されなかったもの）、外構工事、駐車場舗装、看板などは償却資産に該当します。テナントなどで建物を所有しているかたと、償却資産を設置した事業主が異なる場合は、事業主のかたが申告してください。

15. 提出した申告内容に誤りがあった場合、どのようにしたらよいですか

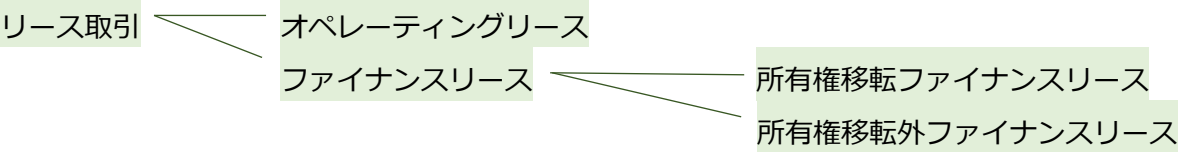
修正申告をお願いします。通常ご提出していただいている申告書と同様に、修正後の数値等を記載し、余白に『修正申告』と明記してください。

16. リース資産の申告については誰が行えばよいですか

リース資産は契約の内容により、資産を貸しているかたが申告対象になる場合と、実際に資産を借りて事業をしているかたが申告対象になる場合があります。

【リースの分類（会計上）】

リース取引とはリース会社が設備や機器を購入し、それを会社に賃貸する仕組みのことをいいます。



【オペレーティングリース】

オペレーティングリースとは、リース会社がリース契約終了時のリース資産の残存価額を査定し、査定した残存価額を差し引いてリース料を計算する取引のことです。一般的には法定耐用年数前にリース契約が終了し、契約終了時点でリース会社がリース資産を引き取る流れとなり、リース資産の修理・保守・管理等の費用はリース会社において負担します。

【所有権移転ファイナンスリース】

リース契約が満了した際、その対象物の所有権が使用者に移る契約です。お金を借りて機器を購入することと同義となります。リース資産の修理・保守・管理等の費用は賃借人において負担します。

【所有権移転外ファイナンスリース】

リース契約終了後も対象物をもらうことができない契約です。契約後も使うためには、再リース料や買取費用が別途必要になります。リース資産の修理・保守・管理等の費用は賃借人において負担します。

参考：リース契約による申告については、以下の表のとおりです。なお、取得価額が20万円未満の少額リース資産については申告対象外となります。

リース契約の内容	資産を借りているかた	資産を貸しているかた
通常の賃貸借契約によるリース資産 オペレーティングリース、 所有権移転外ファイナンスリース等	× (申告不要)	○ (資産貸出先の市町村へ申告)

売買にあたるようなリース資産 [所有権移転ファイナンスリース等	○ (自己の資産として申告必要)	× (申告不要)
-------------------------------------	---------------------	-------------

✓売買にあたるようなリース資産とは、ファイナンスリースのうち、リース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価によって譲渡、若しくは無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件の取引です。

17. 少額しか資産を所有していませんが、申告は必要ですか

償却資産の免税点は 150 万円未満です。課税標準額の合計が 150 万円未満であれば課税されませんが、課税標準額は申告をもとに計算されますので、資産の多少に関わらず申告をお願いします。

18. 固定資産税の税額について納期はいつになりますか

固定資産税（償却資産）は毎年 1 月 1 日現在に所有しているかたに対し、1 年間分を 4 回の納期（5 月末・7 月末・9 月末・12 月下旬）で納めていただきます。なお、例年 5 月の中旬頃に納税通知書を郵送しています。口座振替のかたについては、納期が来た時に指定の金融機関から引き落としになります。

19. 償却資産の申告は、いつどのように行うのですか

償却資産の申告は、毎年 1 月 1 日現在の資産の所有状況について、1 月末までに申告していただくことになっています。申告の方法は主に以下の 3 種類です。

- ① 市町村から送付された申告書を使用し、前年中の資産の異動について申告する方法。
- ② 自社電算機により 1 月 1 日現在に所有する全ての資産について申告する方法。この場合、すべての資産について個別の評価額まで記載した明細書を添付していただく必要があります。
- ③ eLTAX（エルタックス、地方税電子申告システム）を利用することによりインターネットからも償却資産の申告ができます。詳しくは、eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

20. 賃貸アパート・貸し駐車場等の経営をしていますが、償却資産の申告は必要ですか

必要です。別紙 1 を参照してください。

21. 太陽光発電設備を所有していますが、償却資産の申告は必要ですか

必要になる場合があります。別紙 2 を参照してください。なお、野立てで太陽光発電をされている事業者については、法人税基本通達 7-3-4 により土地の造成費については構築物等の取得価額に算入して申告してください。

回答編 2：申告対象資産に関する事項

22. 現在使用していない事業資産も申告は必要ですか

一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、それが事業用に所有され、使用できる状態であれば申告対象となります。ただし、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるもの及び将来においても使用できないことが客観的に明確であるものについては償却資産に該当しません。

23. 家庭用にも事業用にも使用している備品等は、償却資産に該当しますか

備品等が家庭用のみ使用されている場合は償却資産に該当しませんが、事業用にも使用されている限りは償却資産に該当します。これは、事業用に使用される割合が家庭用に使用される割合よりも小さい場合であっても同様です。

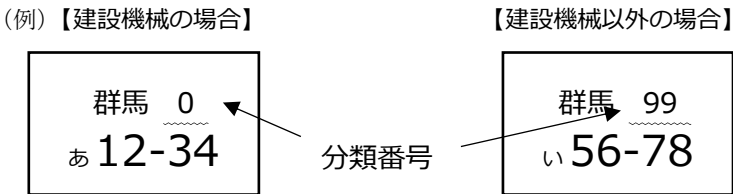
24. 事務所を借りていますが、どのようなものが申告の対象となりますか

賃借人（テナント）が新たに施工した内装、造作及び附属設備等については償却資産として取り扱い、賃借人（テナント）の方に申告していただくことになります。償却資産として評価される建物附属設備とは、独立した機器としての性格のものや、特定の生産又は業務の用に供されるものになります。具体的には、ルームエアコンやパーテーション、工場内の機械設備を動かすための動力配線や熱処理用のボイラー設備、飲食店の厨房設備などです。

25. 自動車は償却資産に該当しますか

大型特殊自動車については償却資産として取り扱われ、申告の対象となります。ただし、自動車税を課される自動車や軽自動車税を課される原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車については償却資産ではありません。

トラックショベル、ブルドーザー、クレーン車などの大型特殊自動車で、分類番号が 0、00～09、000～099、9、90～99、900～999 の番号のもの。また、標札プレートの番号登録をしていないもの。



【特殊自動車とは】

特殊自動車とは道路運送車両法施行規則第 2 条及び別表第 1 で小型・大型に分類されています。農耕作業用自動車も特殊自動車に分類され、概要は次のとおりです。

- ・建設用自動車

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト等

・農耕作業用自動車

農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機等

【小型特殊自動車と大型特殊自動車の違い】

① 特殊自動車（農耕作業用自動車を除く）は、車両の大きさと最高速度によって小型・大型に分類されます。

A 車両の長さ	B 車両の幅	C 車両の高さ	D 最高速度
4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15 km／h 以下

A～D のすべての要件の範囲内であれば	小型特殊自動車（軽自動車税の申告）
それ以外であれば	大型特殊自動車（償却資産の申告）

② 農耕作業用自動車は、最高速度によって小型・大型に分類されます。

最高速度が 35 km／h 未満	小型特殊自動車（軽自動車税の申告）
最高速度が 35 km／h 以上	大型特殊自動車（償却資産の申告）

【農耕作業用トレーラについて】

令和元年 12 月 25 日付け国土交通省告示第 946 号により、農耕作業用トレーラについては償却資産の課税対象から軽自動車税種別割の課税対象となりました。

26. 耐用年数がわからない場合はどうすればよいですか

法定耐用年数が財務省令で定められていますので、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表をご覧ください

ください。インターネットでは、電子政府の総合窓口 e-Gov のサイトで、「e-Gov 法令検索→耐用年数」を検索するとご覧いただけます。

27. 償却資産の取得価額を算定する場合の消費税の取り扱いについてはどうすればよいですか

法人税または所得税の会計処理において、①税抜経理方式②税込経理方式の選択適用について定めております。したがって、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合は消費税を含んだ金額となります。

なお、消費税法第9条にて小規模事業者に係る納税義務の免除規定の中で、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の法人・個人事業者は消費税の納税義務が免除される免税事業者となりますので、税込経理方式のみの取扱いとなります。

28. 会社の福利厚生施設の設備・備品なども償却資産の対象となりますか

対象となります。福利厚生用の資産は、本来の事業の用に直接供されてはいませんが、事業を行うために必要なものとして申告の対象となります。

29. 取得価額9万円のパソコンは申告対象となりますか

取得価額10万円未満の償却資産は法人で個別減価償却資産及び中小企業特例として経理している場合を除き、申告の対象とはなりません。

参考	取得価額	国税の取扱い	【参考】国税の取扱いに関する用語説明	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	10万円未満	必要経費	所得税の概念で、全額費用とする	申告対象外
	10万円以上	3年間一括償却	資産を3年間で均等に費用計上するもの	申告対象外
	20万円未満	中小企業特例	青色申告書を提出した中小企業者または個人事業者で年間300万円まで全額費用とする	申告対象
		個別減価償却	資産を耐用年数に応じて費用計上する	申告対象
	20万円以上 30万円未満	中小企業特例	青色申告書を提出した中小企業者または個人事業者で年間300万円まで全額費用とする	申告対象
		個別減価償却	資産を耐用年数に応じて費用計上する	申告対象
	30万円以上	個別減価償却	資産を耐用年数に応じて費用計上する	申告対象
法人の場合	10万円未満	損金算入	法人税の概念で、全額費用とする	申告対象外
		3年間一括償却	資産を3年間で均等に費用計上するもの	申告対象外
		中小企業特例	青色申告書を提出した中小企業者または個人事業者で年間300万円まで全額費用とする	申告対象
		個別減価償却	資産を耐用年数に応じて費用計上する	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	資産を3年間で均等に費用計上するもの	申告対象外
		中小企業特例	青色申告書を提出した中小企業者または個人事業者で年間300万円まで全額費用とする	申告対象
		個別減価償却	資産を耐用年数に応じて費用計上する	申告対象
	20万円以上 30万円未満	中小企業特例	青色申告書を提出した中小企業者または個人事業者で年間300万円まで全額費用とする	申告対象
		個別減価償却	資産を耐用年数に応じて費用計上する	申告対象
	30万円以上	個別減価償却	資産を耐用年数に応じて費用計上する	申告対象

30. 税務会計上、減価償却を行っていない資産や簿外資産は申告の対象となりますか

減価償却を行っていない資産であっても、その資産が「事業の用に供することができるもの」であれば、償却資産の申告対象となります。（損金または必要経費等の取り扱いをしたものや、漁業権・特許権などの無形

減価償却資産、自動車税・軽自動車税の対象である自動車などを除きます)

31. 耐用年数の過ぎた残存簿価 1 円まで減価償却がされた資産は申告する必要がありますか

地方税での取り扱いとしては、その資産が事業に使用できる状態におかれている限り課税客体となるため、減価償却が終了した資産であっても事業の用に供することができるものについては申告の必要があります。固定資産税における評価額の最低限度額は取得価額または改良費の額の 5%に相当する額が最低限度額となります。

32. 中古資産の耐用年数について教えてください

中古資産はすでにある程度の年数に渡って事業の用に供されており、通常の法定耐用年数を適用することが妥当でないと判断される場合があります。

原則的な取り扱いとして、耐用年数省令第 3 条第 1 項では、①購入者が事業の用に供した時以後の使用が可能である年数を見積もり、その年数を耐用年数とする見積法②使用可能年数の見積もりが困難な場合は、経過年数と法定耐用年数を使って計算する簡便法の 2 つの方法を定めております。詳しくは、国税庁ホームページ「中古資産の耐用年数」でご確認ください。

【参考：簡便法による中古耐用年数の算定】

法定耐用年数の一部を経過	(法定耐用年数－経過年数)＋(経過年数×20%)
法定耐用年数の全部を経過	法定耐用年数×20%

✓これらの計算により算出した年数に 1 年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が 2 年に満たない場合には 2 年とします。

33. 法人税・所得税（国税）の取り扱いの変更に伴い、新たに減価償却資産となる美術品等は申告の対象となりますか

平成 26 年 12 月に法人税基本通達等の一部改正が行われ、美術品等に係る減価償却資産の範囲の取り扱いが改正されました。これに伴い固定資産税（償却資産）における美術品等の申告については下表のとおりとなります。

【新たに固定資産税の課税客体となる美術品等】

- 1. 取得価額が 1 点 100 万円未満のもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く）
- 2. 取得価額が 1 点 100 万円以上であって時の経過により価値の減少することが明らかなもの

美術品等の取得時期	事業者	申告要否
平成 27 年 1 月 1 日以後	個人事業者及び全法人	申告が必要です
平成 27 年 1 月 1 日より前	個人事業者及び全法人	減価償却資産として取り扱う場合 申告が必要です。（取得年月は当初取得年月を申告してください）
		減価償却資産として取り扱わない場合 申告は不要です

34. 購入した減価償却資産の取得価額はどのように決定すればよいですか

減価償却資産の取得価額の原則は、購入から事業供用までに要した費用の合計額となっており、具体的には、①資産の本体価額、②資産購入の付随費用、③事業供用費用の 3 つの要素で構成されています。②資産購入の付随費用には、法人税施行令において引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などの例示があり、③事業供用費用は、設置費用や試運転費などが挙げられます。したがって、これらの 3 点について考慮の上、取得価額としてください。

共同住宅（アパート）・貸し駐車場など、 不動産賃貸業を営んでいるかたへ

別紙 1

共同住宅（アパート）・貸し駐車場など、不動産賃貸業を営んでいるかたが所有する事業用資産は、土地及び家屋を除き、固定資産の申告対象となります。申告が必要な場合は、申告書を送付させていただきますので、桐生市役所税務課資産税担当までご連絡ください。

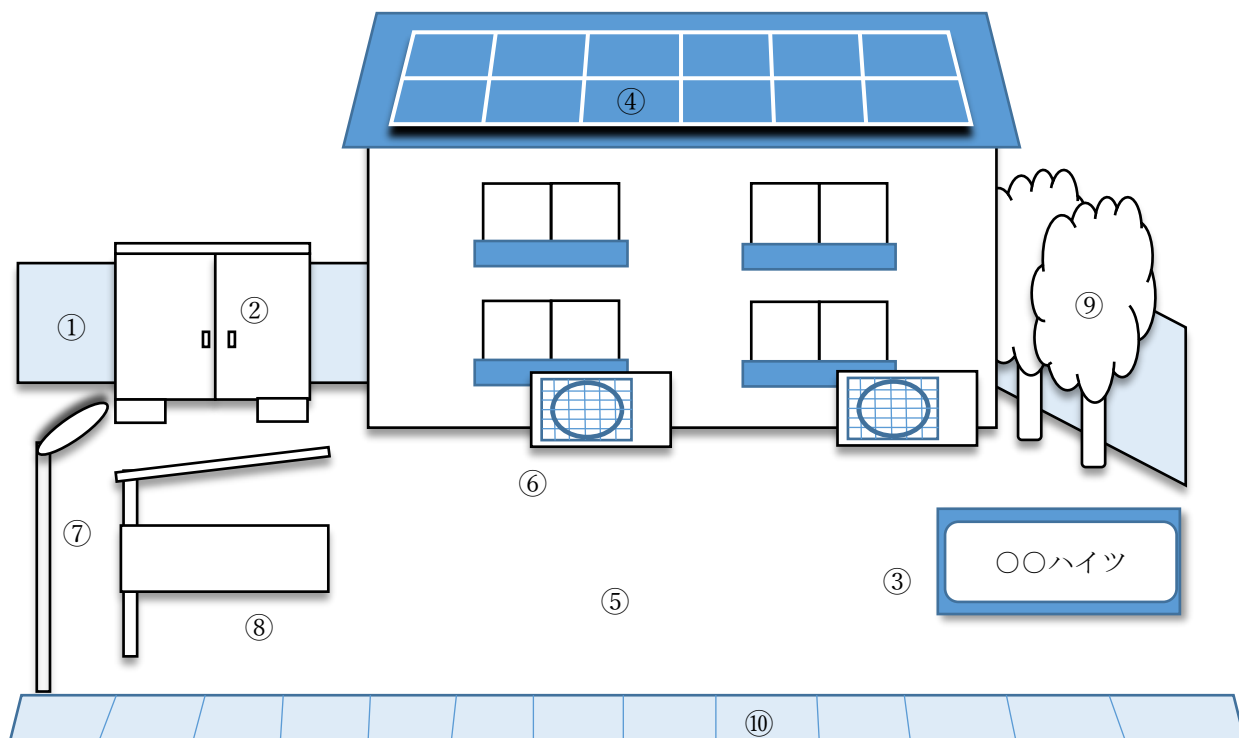
✓申告対象となる償却資産は、法人税法又は所得税法による所得の計算上損金又は必要経費に算入される事業用資産です。こうした償却資産を所有されているかたは、1月1日に資産の所在する市町村に申告していただく必要があります。

【償却資産の例】

✓耐用年数は標準的なものであり、構造又は用途により異なる場合があります。

✓詳細は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を参照してください。

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ① コンクリート塀（15年）・金属造フェンス（10年） | ⑦ 屋外照明（10年） |
| ② 基礎のない物置（7年） | ⑧ 自転車置場（7年） |
| ③ 看板・門（金属製20年、その他10年） | ⑨ 緑化設備（20年） |
| ④ 太陽光発電設備：屋根材一体型を除く（17年） | ⑩ 側溝（15年） |
| ⑤ アスファルト舗装（10年）・コンクリート舗装（15年） | ⑪ 屋外給排水（15年） |
| ⑥ ルームエアコン（6年） | |



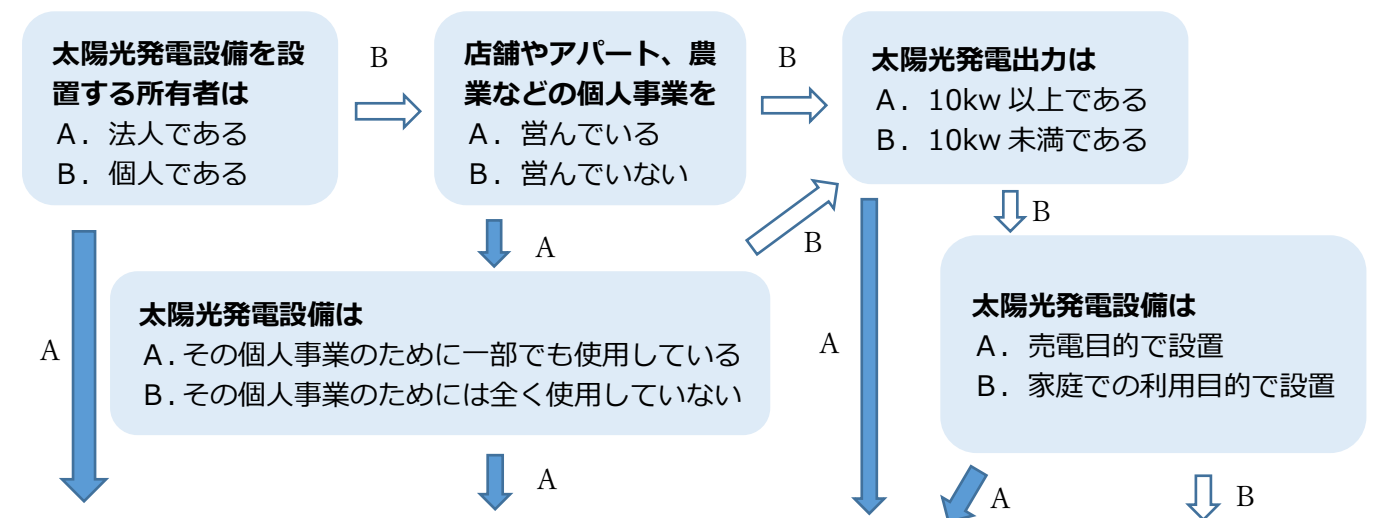
太陽光発電設備も固定資産税（償却資産）の対象となる場合があります。例えば、

1. 土地や家屋に太陽光発電設備をつけた
2. 太陽光発電設備による電力を農業やアパート経営など、個人で事業に使っている。

お心当たりのあるかたは、下記【太陽光発電設備の申告チェックシート】で確認のうえ、申告が必要な場合は、申告書を送付させていただきますので、桐生市役所税務課資産税担当までご連絡ください。

✓申告対象となる償却資産は、法人税法又は所得税法による所得の計算上損金又は必要経費に算入される事業用資産です。こうした償却資産を所有されているかたは、1月1日に資産の所在する市町村に申告していただく必要があります。

【太陽光発電設備の申告チェックシート】



A. 償却資産として申告が必要です。

【償却資産の例】

✓耐用年数は標準的なものであり、構造又は用途により異なる場合があります。詳細は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を参照してください。

【太陽光発電設備に係る特例】（固定買取制度の認定は対象外で自家消費型に限る）

① 令和 2 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までに取得

- ✓再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した設備
- ✓1,000kw 未満→課税標準額が 2/3、1,000kw 以上→課税標準額が 3/4

② 令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までに取得

- ✓1,000kw 未満の場合
 - ・グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した設備
 - ・次のイ～ハの補助金を受けた 50kw 以上の設備（構築物の屋根及び公有地に設置された設備は除く）
 - イ. 二酸化炭素排出抑制対策事業費（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス事業に限る）
 - ロ. 需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る）
 - ハ. 株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資
- ✓1,000kw 以上の場合
 - ・グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した設備を除く